様式第１号（第４条関係）

尾張旭市本人通知制度事前登録申込書

年　　月　　日

（宛先）尾張旭市長

尾張旭市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第４条第１項の規定により、次のとおり登録を申込みます。

窓口に来られたかた	フリガナ		生年月日	年　月　日
	氏名			
	住所			
	電話番号	（　　）　－		
	区分	□本人　□法定代理人（親権者・成年後見人）　□任意代理人		

事前登録申込者	□　窓口に来られたかたと同じ			
	フリガナ		生年月日	年　月　日
	氏名			
	住所			
	電話番号	（　　）　－		

通知対象とする証明書	□住民票の写し（□現在　□除票（改製原含む。））□住民票記載事項証明書 □戸籍　（□現在　□除籍（改製原含む。））□戸籍記載事項証明書 □戸籍の附票　（□現在　□除籍（改製原含む。））			
通知対象住所	□上記登録申請者の住所（尾張旭市内に限る。）			
	□その他 尾張旭市			
通知対象戸籍	本籍	□上記登録申請者の住所に同じ	筆頭者	
		□その他 愛知県尾張旭市		

注）１　裏面に制度の概要などを記載していますので、内容をよく確認した上で申出をしてください。

注）２次の書類を提示又は提出してください。郵送の場合には、委任状は原本を、その他の書類は写しを提出してください。

⑴　申出者本人が申出をする場合は、自身の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

⑵　法定代理人が申出をする場合は、その資格を証する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）と代理人の本人確認書類、任意代理人が申出をする場合は、申出者本人からの委任状と代理人の本人確認書類

※職員記入欄

受付	審査	住基処理	戸籍処理	名簿入力	ｶｰﾄﾞ廃止	本人確認
						□ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ　□パスポート □運転免許証　□在留カード等 □資格確認証　□その他（　　）

注　意　事　項

登録内容の変更・廃止について

□　氏名、住所その他の当申請書に基づく登録内容に変更が生じた場合は、その都度登録内容の変更の届出を行ってください。届出なく住所などが変更になり、交付通知書が届かなくなった場合は、登録は廃止となります。

□　廃止の届出を行った場合又は住民登録が無くなった場合は（職権消除、死亡、失踪宣告等）は、登録期間満了日以前であっても登録は廃止となります。

交付通知書について

□　登録申請の際、通知対象とした証明を第三者等からの請求に基づき市が交付した場合に、交付通知書を登録者本人宛に送付します。交付通知書は、当登録内容に従って行います。
　ただし、第三者が国、地方公共団体の機関に当たる場合には、通知の対象から除いています。

□　請求者（第三者）に関する個人情報を確認することはできません。
※お知らせした内容については、個人情報の保護に関する法律に基づき、登録したかたの個人情報が記載された交付請求書等の開示を請求することができます。ただし、この法律の規定により、交付請求等をした第三者の氏名などの個人情報は開示されない場合があります。

□　国外に転出されたときは、交付通知書を送ることはできません。帰国されたときに、登録内容の変更の届出を行ってください。

コンビニ交付サービスの利用について

□　この登録をされると、コンビニでの証明書発行はできなくなります。

通知対象の証明書について

□　申込書中「通知対象とする証明書」にチェックした証明書のうち、「通知対象住所」に記載した住所、および「通知対象戸籍」に記載した本籍地・筆頭者に該当するものが対象となります。（除票・除籍などで対象の住所、本籍地が２か所以上になる場合は、該当するもの全てをご記入ください。）

私は、制度内容を十分に理解した上で申請します。また、本制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止を目的とするものであることを理解し、これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意します。

年　　月　　日

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿